

熱海市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第3号

熱海市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、熱海市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、5人以内とし、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第7条 法第43条の規定による諮問に応じ審査会が行う調査審議に係る手続は、公開しない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、法統括課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第4条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（昭和22年熱海市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	日額 9,500円
	委員	日額 8,500円

(準備行為)

3 第2条の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(最初の会議の招集)

4 この条例の施行後委員を委嘱するため、最初に招集される審査会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまで市長がその議長となる。